

【契約の概要調書】

(契約件名)

気象庁庁舎移転に係るプロジェクトマネジメント業務

契約の概要

本件は、気象庁本庁の庁舎移転の実施に当り、効率的かつ安全で低コストな移転を実現するために、移転に必要な業務に係るプロジェクトマネジメント業務を行うものである。平成 30 年度においては、本庁庁舎移転を円滑に実施するため、スタッキングプランの作成、レイアウト作成、物品搬送量の確認、什器の転用計画、入札支援、プロジェクト管理を実施する。

業務内容

- (1) スタッキングプラン要件書を元にスタッキングプランを作成して提示する。そして運用上の検証を行う。
- (2) 移転先のベースとなるレイアウトについてボリュームスタディを実施し、複数案のプラン提示及び運用上の検証を行う。
- (3) 移転元の機器・物品の搬送量の確認及び搬送方法とスケジュールの実行可能性について確認する。
- (4) 什器及び事務機器等について転用計画を作成する。
- (5) 平成 31 年度中に実施を予定する工事等について、新庁舎建築業者と施工スケジュールや施工条件の確認調整、仕様書の作成等の入札・契約支援を行う。
- (6) 移転を実施するための費用について、移転に関する契約項目の洗い出し、見積書取得等を行い移転概算費用の算出支援を行う。
- (7) 移転プロジェクト全体においての進捗、タスク、課題を管理し、移転スケジュールに適切に反映させる。

履行期限

平成 31 年 3 月 29 日(金)

注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 平成 30 年 2 月 20 日(火) 17 時まで
- ・最低価格落札方式
- ・電子入札対象案件
- ・電子調達システムの URL 及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
電子調達システムヘルプデスク 電話：0570-014-889

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 件名 | 気象庁庁舎移転に係るプロジェクトマネジメント業務(電子入札対象案件) |
| (2) 履行内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行期限 | 平成31年3月29日 |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。(詳細は入札説明書による。)

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区大手町1-3-4
気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係
03-3212-8341 (内線2577)

4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 平成30年2月5日(月)から平成30年2月19日(月) 17時まで
- (2) 交付場所 上記3.に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付する(電子媒体(CD-R)要持参)。

5. 証明書等提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年2月20日(火) 17時
- (2) 提出書類
(A) 電子入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び確認書
(B) 紙入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び紙入札方式参加願

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3.まで提出すること。

- (1) 入札書提出期限 平成30年3月1日(木) 16時
- (2) 開札日時・場所 平成30年3月2日(金) 16時 気象庁総務部613共用会議室

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. その他

- (1) 上記2.に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。
- (4) 本調達は、平成30年度予算の成立を条件とする。

平成30年2月5日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平